

協議会の立ち上げを提案しました。

これまで、区が懇談会を開催し、区からの説明という形でご意見を伺ってきました。

まちづくりは、区が主体に進めるものではなく、まちに住むみなさまや事業を営むみなさまが主体となって進めていくことが大切であると考えています。

そこで、今回の懇談会で、今後のまちづくりはみなさまが中心となった組織（協議会）を立ち上げ、みなさまと区が連携しながら進めていくことを提案させていただきました。

ご提案させていただいた内容は以下のとおりです。



1. みなさまが主体となった組織です。

みなさまの中から、中心となっていただける何人かの世話役を決め、協議会の日程や話し合う内容を決めます。その上で、協議会を開催します。

協議会は、土地や建物をお持ちの方や住んでいる方、事業を営んでいる方など、どなたでも参加することができます。

2. この地区のまちづくりを考えていきます。

「新たな防火規制」の導入や、地区計画等のまちづくりを検討し、協議会の案として、「まちづくり整備計画」を取りまとめていきます。みなさまと短期的に進めることと長期的に進めることを整理しながら、検討していきたいと考えています。

3. 区は事務局となります。

区は、事務局となり、開催案内の配布や資料づくりを行い、協議会に出席し、意見を取りまとめ、ニュースを発行するなど、協議会の運営をとおして、まちづくりの支援を行います。

懇談会では、協議会を立ち上げることについて、概ね了解が得られました。次回の懇談会では、協議会の具体的な内容について、意見交換を行います。

《協議会についての質疑応答》

Q1:協議会の役割は、要望だけする組織なのか、具体的に進める組織なのか分からない。

A1:協議会案として、「まちづくり整備計画」を検討して取りまとめていきます。それを区に提案することができます。具体的な取り組みについては、今後みなさまと検討していきます。

Q2:協議会を設立しない場合は、このまま何もしないということになるのか。

A2:区が主体となって、懇談会を開催することになります。

※地区のまちづくりについて、ご意見、ご要望などがありましたら、地域整備課までお寄せください。

お問い合わせ●新宿区 都市計画部 地域整備課（添田・佐藤(隆)・矢萩）

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎7階

TEL 03-5273-3844(直) FAX 03-3209-9227 E-mail chiikiseibi@city.shinjuku.lg.jp

協力●淀橋町会

西新宿五丁目 まちづくり ニュース

No.5

平成28年1月

新宿区地域整備課

西新宿五丁目南側エリアの『まちづくりを考える懇談会(第3回)』を開催しました。

昨年の12月11日(金)、淀橋会館において、西新宿五丁目南側エリアの「まちづくりを考える懇談会(第3回)」を開催し、約40名のみなさまにご参加いただきました。

当日は、はじめに昨年度に開催した2回の懇談会の内容をおさらいするとともに、区がこの地区に今後導入を考えている「新たな防火規制」についてご説明しました。

また、今後のまちづくりを検討するにあたり、道路をテーマに意見交換を行い、あわせて協議会の立ち上げの提案をさせていただきました。

懇談会の概要
日時 平成27年12月11日(金)
場所 淀橋会館
内容 ・昨年度のおさらい
・新たな防火規制について
・今後のまちづくりの進め方について



西新宿五丁目南側エリアの『まちづくりを考える懇談会(第4回)』を開催します！

前回の懇談会を踏まえ、地区の南側エリアについて、下記のとおり、地区のみなさまと意見交換を行う懇談会を開催いたします。是非、ご参加ください。

日時 平成28年2月1日(月)
18:30~20:00

内容 ・前回の意見を踏まえたまちづくりについて
・新たな防火規制について
・まちづくり協議会の設立に向けて

場所 BIZ新宿3階研修室A

前回までと場所が変わっています。ご注意ください。

会場案内図



第3回懇談会の概要をお知らせします。

まちづくりの課題と目指す方向(素案)をおさらいしました。

まちづくりの課題

- 火災時の延焼の危険性が高い
- 4m未満の道路が多い
- 北側エリアとのつながりの確保
- 特性を活かしたまちづくり
- まちづくりの意識の高揚

目指す方向(素案)

災害に強く、安全で安心して住み続けられる西新宿五丁目のまちづくり

- 方針1「燃えない、壊れないまちをつくる」
- 方針2「快適な居住環境があるまちをつくる」
- 方針3「ともに住み続けられるまちをつくる」

今後の取組み

1. まちづくり整備計画の検討

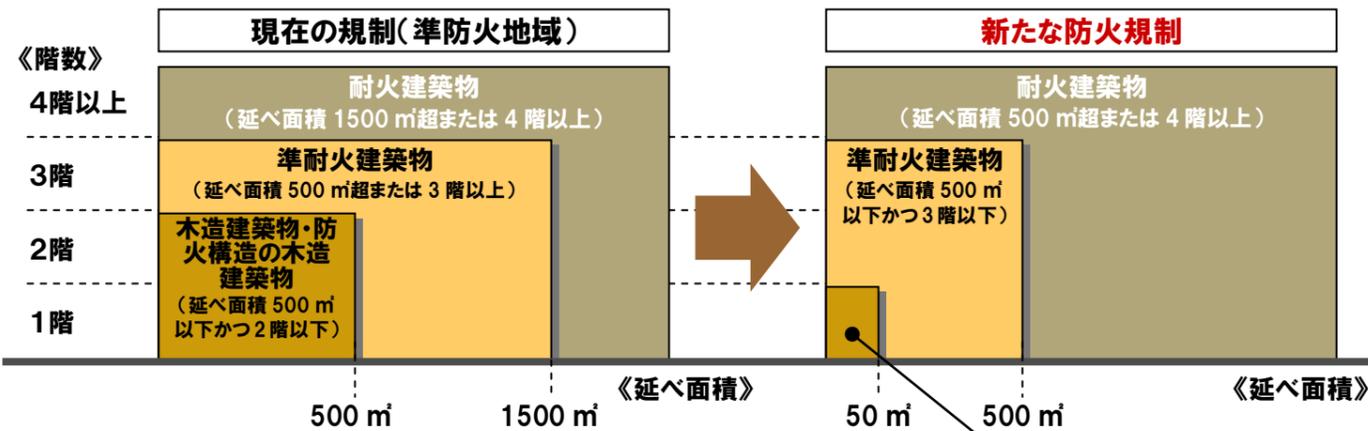
- 地区のルールづくり(地区計画)
- (今回の懇談会では、道路をテーマに意見交換を行いました。)

2. 「新たな防火規制」の導入

- 新たな防火規制(南側エリア全体)
- (今回の懇談会でも内容について説明をさせていただきました。)

新たな防火規制について説明しました。

- 災害時の危険性が高い地域を燃え広がらない・燃えないまちにするため、知事が指定する建物の耐火性能を強化する制度です。(準防火地域を強化します。)
- 耐火性能の高い(燃えにくい)建物が増えることで、地区全体の不燃化を促進することにより、火災時の延焼を防止します。
- 原則として、すべての建物が耐火建築物または準耐火建築物とし、延べ面積が500㎡を超えるものなどは耐火建築物とする必要があります。**※次回の建替え時に適用されます。**



※耐火建築物 ... 鉄筋コンクリート造、耐火被覆をした鉄骨造など
 ※準耐火建築物 ... 外壁を耐火性のある材料とした鉄骨造、外壁・内装材を耐火性のある材料とした木造など

この地区の道路について意見交換をしました。(主なご意見)

道路の現状や問題点について

- 道路が行き止まりになっていると、火災時に不安。
- 緊急自動車が来るのに時間がかかるので、災害時に不安。
- 日中の車の通行(配達など)に支障がある。
- 行き止まりや一方通行の道路が多い。

道路空間の拡幅について

- 消防車が入れる道路をつくることによって、長く住み続けられる。
- 区道を活かして、広げてほしい。
- 一方通行の道路を広くすべき。
- 相互通行になった方がよい。
- 安全を考えるともう少し道路を広げたほうがよい。
- 道路の拡幅のために少しずつ土地を買収する方がいい。

道路のネットワークについて

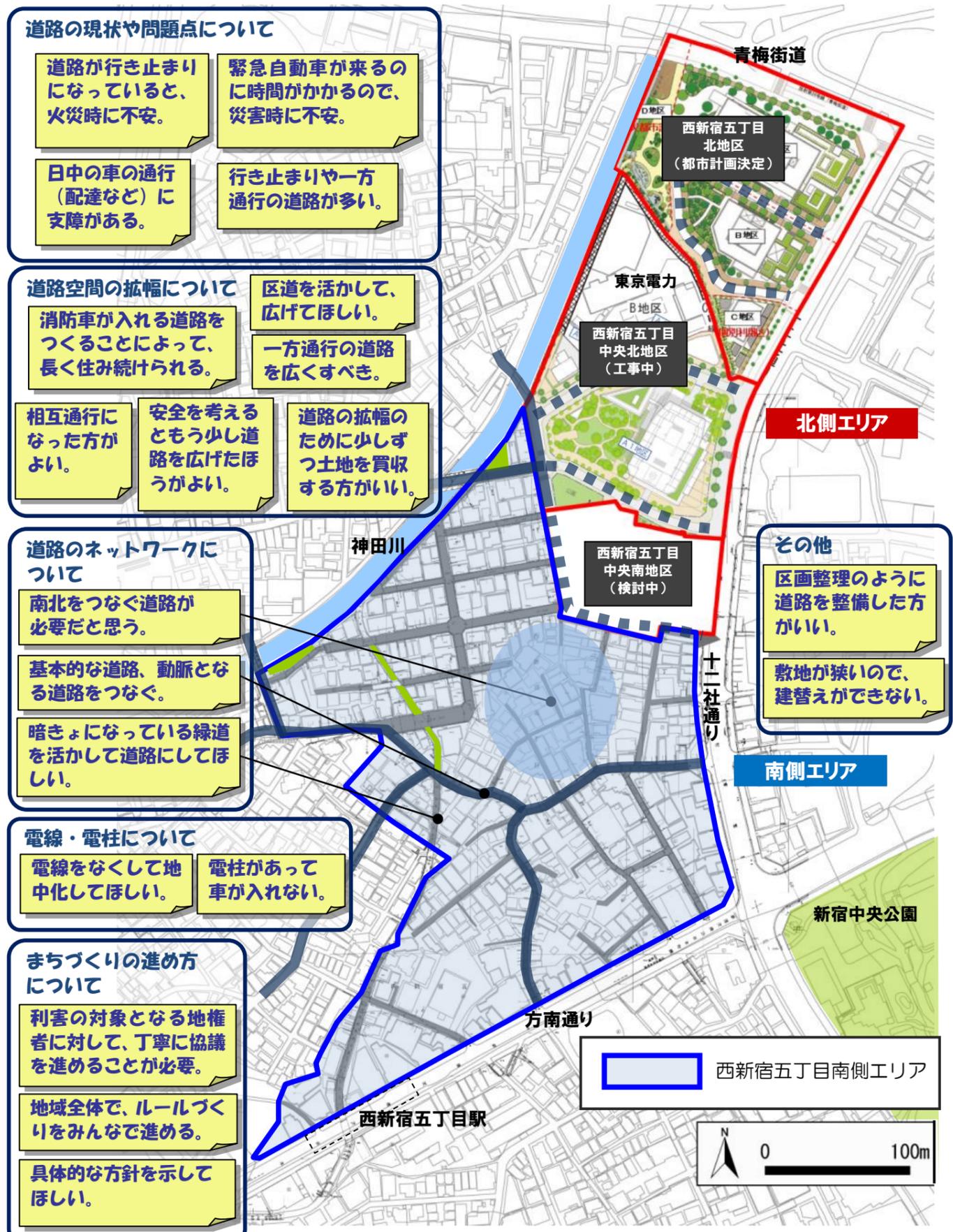
- 南北をつなぐ道路が必要だと思う。
- 基本的な道路、動脈となる道路をつなぐ。
- 暗きょになっている緑道を活かして道路にしてほしい。

電線・電柱について

- 電線をなくして地中化してほしい。
- 電柱があって車が入れない。

まちづくりの進め方について

- 利害の対象となる地権者に対して、丁寧に協議を進めることが必要。
- 地域全体で、ルールづくりをみんなで進める。
- 具体的な方針を示してほしい。



その他

- 区画整理のように道路を整備した方がいい。
- 敷地が狭いので、建替えができない。